



森林の立木を伐採するときには届出が必要です

1. 伐採及び伐採後の造林の届出制度とは

森林は、林産物の供給、水源の涵養、山地災害の防止等の多面的な機能の発揮を通じて、私たちの生活にたくさんの恩恵をもたらしています。これら森林の持っている多面的な機能を高度に発揮させるための適正な森林施業を確保する観点から、森林の伐採及び伐採後の造林が、市町村森林整備計画に適合して適切に行われているかを確認するために、森林法の規定に基づき、事前に届出していただくものです。

2. 対象となる森林

保安林などを除く民有林。(地域森林計画の対象森林)
保安林については、県への伐採許可申請などが必要となります。

3. 手続き方法

- (1)申請者 森林所有者や立木を買い受けた方など、立木の伐採について権原を有する方となります。例えば、①自分で、あるいは請負によって伐採する場合は、森林所有者、②伐採業者などが森林所有者から立木を買い受けて伐採する場合は、森林所有者と買い受け人が連名での申請となります。
- (2)届出の時期 伐採を始める90日から30日前まで
- (3)届出先 伐採する森林がある市町村長(「4. 問い合わせ」まで)
※届出をしないで立木を伐採すると30万円以下(4月1日からは100万円以下)の罰金に処せられることがあります。

4. 問い合わせ

届出を要しない場合や事後届出の場合もあります。また、所定の届出様式もありますので、詳しくは下記にお問い合わせください。

■産業経済課	☎ 893-1115	FAX 893-1440
■吾北総合支所産業課	☎ 867-2313	FAX 867-2777
■本川総合支所産業建設課	☎ 869-2115	FAX 869-2938

水稲農家の皆さんへ

24年産米の生産数量目標は、JAコスモス地域農業再生協議会を通じて生産者の方々に配分されます。24年産米については、東日本大震災に伴う作付け制限等により、被災県から生産数量目標の引き渡し希望があることが予想されます。その場合、県を通じて対価を支払い、生産数量目標を引き受ける制度があります。この制度を利用して生産数量目標の引き受けを希望される場合や、制度についてのお問い合わせは下記までお願いいたします。

問い合わせ JAコスモス営農経済部営農指導課 ☎ 0889-22-7823
産業経済課 ☎ 893-1115 吾北総合支所産業課 ☎ 867-2313

ご存じですか? 被災建築物応急危険度判定

被災建築物応急危険度判定とは、地震で被災した建物について、余震で倒壊するなどの危険性があるかどうかを判定し、3色のステッカーで建物の危険度を表示を行うものです。国や地方公共団体、建築関係団体などが連携し、被災地域に判定士を派遣して行いますが、余震による2次災害を防ぐため、速やかに応急危険度判定を行う必要があります。

なお、地震発生後の建物の判定には次のようなものもあります。これらは判定の目的や基準がそれぞれ異なります。

- 被災度区分判定…建物の復旧対策を検討する目的で応急危険度判定後に建物の被災度を詳細に判定するもの
- 住家被害認定…「り災証明書」を発行する目的で被害程度を認定するもの

また、建物と同様に、造成された宅地に対しても災害時の応急対策として危険度を判定する制度があります。

- 被災宅地危険度判定…地震や降雨等による宅地災害が広範囲に発生した後に、2次災害を防ぐ目的で被害の状況を把握して宅地の危険度を判定するもの
※降雨災害にも対応するところが建物の応急危険度判定と違います。

それぞれの目的をご理解いただき、判定のための調査の際にはご協力くださいますようよろしくお願いいたします。

問い合わせ

- ◆被災建築物応急危険度判定について 高知県 建築指導課 ☎ 823-9891
- ◆被災宅地危険度判定について 高知県 都市計画課 ☎ 823-9849